

回 覧

最上町道の駅もがみの指定管理候補者の募集について

最上町が設置している道の駅もがみについて、効果的で効率的な管理運営を実施するため、指定管理者を指定して事業を実施します。

道の駅を令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定管理する候補者を選定し、最上町と一体となって知識や意見を反映させながら道の駅運営を行う「道の駅指定管理候補者」を次のとおり広く募集いたします。

◇ 指定管理候補者の申請スケジュール

募集要項の配布	令和7年10月23日から
提出書類に関する質問の受付	令和7年10月30日まで
提出書類に関する質問の回答	令和7年11月6日
参加申込書類提出期間	令和7年11月13日まで
提案書提出期限	令和7年11月13日
一次審査（書類審査）	令和7年11月14日（審査の上、二次審査の案内）
二次審査（プロポーザブル）	令和7年11月21日
指定管理候補者の決定	令和7年11月28日

◇ 応募資格

施設の管理業務を円滑に遂行できる能力を有し、安定性かつ健全な財務能力を備えている法人又はその他の団体で、次の各号の要件を満たすものであること。（個人の応募はできません。）

- 1）法人格を有する団体あるいは企業又はその他の団体（以下、「法人等」という。）であること。
- 2）山形県内に事務所を有し、1年以上の事業実績があるもの
- 3）次の内容を深く理解した者であること
 - ①最上町道の駅もがみ管理運営候補者募集要項（以下、「募集要項」という）
 - ②最上町道の駅基本構想（以下、「基本構想」という）
- 4）法人等又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

- ② 最上町競争入札参加資格に対する指名停止を現に受けているもの
- ③ 国税又は地方税に滞納があるもの
- ④ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続き開始の申立てがあるもの
- ⑤ 最上町暴力団排除条例（平成２３年条例第１２号）第２条に規定する「暴力団」「暴力団員」及び「暴力団員等」に該当するもの。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- ⑦ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

※ その他

詳しくは役場商工観光課まで問合せください。

電話 ０２３３－４３－２１１１ F A X ０２３３－４３－２３４５